

令和6年度川崎市職員（医師）採用選考案内

申込受付期間

受付中（急募）

（ただし、採用予定人員に達し次第、受付を終了いたします。）

1 選考区分及び採用予定人員

- (1) 選考区分 医師
- (2) 採用予定人員 若干名

2 公衆衛生医師が携わる業務

感染症、生活習慣病やがんの予防、母子保健、精神保健、難病、食品や環境などの生活衛生、医事・薬事、地域包括ケア、健康危機管理、地域の住民全体の医療や健康レベルの維持向上のための仕組み・ルール・システムづくりなど

3 職務概要

川崎市では、全市民を対象とした地域包括ケアシステムの構築に取り組んでおり、それに対応した地域の保健医療福祉の向上を図る活動を進めています。

配属先及び職務概要については、次のとおりです。

配属先	職務概要	
健康福祉局	<ul style="list-style-type: none"> ・川崎市各種保健事業の統括 ・各区地域みまもり支援センター（福祉事務所・保健所支所）医師業務の統括 ・予防接種事業及び感染症等対策事業、難病対策事業等の統括 ・医療安全（立入検査） ・医療に関する相談対応 ・精神保健事業の統括 ・健康危機管理対応 ・災害保健医療 ・健康づくり・介護予防 ・がん検診事業 ・調査研究 <p style="text-align: right;">など</p>	
各区 地域みまもり 支援センター （福祉事務	健康づくり事業及び 生活習慣病予防関連事 業	各種健康教育、個別相談・指導、企画など
	予防接種事業等	相談対応など

所・保健所支 所)	感染症等対策事業	食中毒・感染症対策（結核、エイズ含む）等 での対応、検査・指導、相談、医療機関、関 係機関との連絡調整、企画など
	母子保健事業	相談業務・診察など
	その他	高齢者支援事業・障害者支援事業への助言・ サポート、地域での健康問題への対応、医 療機関立入検査、健康危機管理対応、災害 保健医療、調査研究など

4 受験資格

次の要件を全て満たす人

- (1) 昭和35年4月2日以降に生まれた人（定年が65歳のため）
- (2) 令和6年4月1日現在で医師免許を有する人
（ただし、平成16年4月以降に医師免許を取得した人については、医師法第16条
の2に規定する臨床研修を修了していること。）
- (3) 地方公務員法第16条の欠格条項に該当する者（民法の一部を改正する法律（平成11
年法律第149号）附則第3条第3項の規定により、従前の例によることとされる者を含
む。）は、受験できません。

地方公務員法(抜粋)

(欠格条項)

第16条

次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

- 1 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者
- 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第六十条から第六十三条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた者
- 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

5 選考科目、日時及び場所

選考科目	日時及び会場
面接考査	電話又はメールにて連絡の上、受験票でお知らせします。

6 申込手続（郵送・持参による受付は行いません。）

申込方法	本市ホームページから Web フォームにアクセスし、必要事項を全て入力し、申込を行ってください。 【URL】 https://www.city.kawasaki.jp/170/page/0000166317.html 【QR コード】 
提出書類	医師免許証 ※ 申込みの Web フォームにデータを添付してください。
受付期間	現在受付中 ※ 採用予定人員に達し次第、受付を終了いたします。
受験票の交付	受験票は、提出された履歴書により受験資格を審査した後、本人宛てにメールで交付します。

7 採用

- (1) 採用時期は御相談に応じます。
- (2) 受験資格がないこと又は提出書類の記載事項が正しくないこと判明した場合は、採用されません。

8 給与、休暇等〔令和6年4月1日現在〕

(1) 給 与

- ・ 初任給は、医師免許取得日により、一定の基準に基づいて決定されます。
(例1) 医歴20年、課長級での採用の場合 年収1,275万円程度
(例2) 医歴10年、係長級での採用の場合 年収1,000万円程度
- ・ 通勤手当（1か月あたり最高55,000円）、扶養手当、住居手当、時間外手当等が該当者に支給されます。
- ・ 昇給は原則年1回

(2) 休暇制度

- ・ 年次休暇20日（年間最大40日）
- ・ 特別休暇（夏季休暇、公民権行使、結婚、出産、配偶者の出産、子の看護、忌引、ボランティア休暇など）あり

(3) 福利厚生

- ・ 共済組合の各種給付、年金制度等があります。

ただし、上記の内容は、条例等の改正（給与改定等）により、変更されることがあります。また、採用時期により休暇等付与数・年収は変動することがあります。

9 問い合わせ先

(1) 職務概要について

健康福祉局保健医療政策部保健医療政策担当

電話：044-200-3989（直通）

メール：40iryose@city.kawasaki.jp

(2) その他について

総務企画局人事部人事課

電話：044-200-2129（直通）

メール：17zinzi@city.kawasaki.jp